

## 化学物質に関する法規制の動き

(社)日本試験協会 安全性等検討委員会

化学物質に関する法律で平成14年8月から11月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のためすべての内容は網羅されていません。詳細は必ずホームページ等で確認してください。

### 1. 化審法

残留性の有機汚染物質に関するストックホルム条約が国会承認されたことにより第一種特定化学物質にトキサフェン(1)及びマイレックス(2)が追加指定されました。

(製造、輸入が許可制となります(原則禁止)。ただし試験研究用に限り輸入が可能(経済産業省への確約が必要)です。)

またマイレックスを使用した木材用防虫剤の輸入禁止。(第三条関係)及び第一種特定化学物質を使用することができる用途が削除されました。

公布 平成14年9月4日

施行 平成14年9月4日

ただし第三条の改正規定は11月1日より

(1)ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ(2,2,1)ヘプタン

(2)ドデカクロロペンタシクロ

[5,3,0,0(2,6),0(3,9),0(4,8)]デカン

[ 経済産業省ホームページ :

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003089/> ]

### 2. 毒物及び劇物取締法

厚生労働省政令第三四七号(平成14年11月27日付け官報)により次の物質が劇物から除外されました。

一水素二弗化アンモニウム4%以下を含有する製剤。

また指定令第二条第二十八の十二に掲げる品名(3)の別名が「チアクロプリド」とされ、かつ「15%含有するものを除く」を「3%含有するものを除く」に改訂されました。

(3)3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1,3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド

公布 : 平成14年11月27日

施行 : 平成14年11月27日

### 3. 労働安全衛生法関連

法第57条の3及び法第57条の5の規定に基づき、変異原性が認められた化学物質が新たに追加されました。

厚生労働省労働基準局長通知(基発第0926010、平成14年9月26日付)

既存化学物質 4品目(通算126品目)

1 アセトアルデヒド(75-07-0)

2 4,4'-ジクロロトルエン(4-クロロベンジルクロリド)(104-83-6)

3 ジフェニルアミン(122-39-4)

4 ブチルアルデヒド(123-72-8)

( )内はCAS番号

(尚、公表された「微生物を用いる変異原性結果」の比活性値はすべて陰性に改訂されました。)

届出物質 20品目(通算329品目)

1 (7S,9S)-9-アセチル-9-アミノ-7-(3,4-ジ-O-アセチル-2-デオキシ-β-D-erythro-ペントピラノース-1-イルオキシ)-6,11-ジヒドロキシ-5,7,8,9,10,12-ヘキサヒドロ-5,12-ナフトセンジオン

2 (7S,9S)-9-アセチル-9-アミノ-7-(2-デオキシ-β-D-erythro-ペントピラノース-1-イルオキシ)-6,11-ジヒドロキシ-5,7,8,9,10,12-ヘキサヒドロ-5,12-ナフトセンジオン = 一塩酸塩

3 (7S,9S)-9-アセチル-9-アミノ-7-(2-デオキシ-β-D-erythro-ペントピラノース-1-イルオキシ)-6,11-ジヒドロキシ-5,7,8,9,10,12-ヘキサヒドロ-5,12-ナフトセンジオン

4 (7S,9S)-9-アセチル-9-アミノ-6,7,11-トリヒドロキシ-5,7,8,9,10,12-ヘキサヒドロ-5,12-ナ

## フタセンジオン

- 5 N-[2-[N<sup>2</sup>-[5-(アゼパン-1-イルメチル)-2-チエニルカルボニルオキシ]アミジノ]エチル]フタルイミド
- 6 (6R,7R)-7-アミノ-3-[(2S)-2-オキソラニル]-8-オキソ-5-チア-1-アザピシクロ[4.2.0]オクタ-2-エン-2-カルボン酸 = p-ニトロベンジル = 一塩酸塩
- 7 (7S,9S)-9-アミノ-6,7,11-トリヒドロキシ-9-(2,5,5-トリメチル-1,3-ジオキサン-2-イル)-5,7,8,9,10,12-ヘキサヒドロ-5,12-ナフタセンジオン = 一塩酸塩
- 8 イソチオシアン酸 = 2-クロロ-2-プロベニル
- 9 1,2-エポキシ-3-(3-ビニルベンジルオキシ)プロパンと1,2-エポキシ-3-(4-ビニルベンジルオキシ)プロパンの混合物
- 10 5-(2,3-エポキシプロポキシ)-3,4-ジヒドロキノリン-2(1H)-オン
- 11 2-クロロ-5-クロロメチル-1,3-チアゾール
- 12 1,4-ジプロモ-2-ニトロベンゼン
- 13 3,3-ジメチル-1-ブチン
- 14 チオシアン酸 = 2-クロロ-2-プロベニル
- 15 トリフルオロメタンスルホン酸 = 2,2,2-トリフルオロエチル
- 16 トリフルオロヨードメタン
- 17 1-ナフタレンジアゾニウム = テトラフルオロボラート
- 18 4-プロモ-1-トシル-1-ベンゾアゼパン-5-オン
- 19 ペンタフルオロエタンスルホニル = フルオリド
- 20 メタクリル酸 = 9-アントリルメチル  
(品名詳細はインターネット等で確認してください)

[ 中央労働災害防止協会・安全衛生情報センターホームページ :

[http://www.jaish.gr.jp/hor\\_s\\_shsi/100331](http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/100331)]

平成5年5月17日付け基発第312号において定められた「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に沿って、

- [1]ばく露防止対策
- [2]作業環境測定

[3]労働衛生教育

[4]ラベルの表示、MSDSの交付

[5]記録の保存

等の措置を講ずることとされています。

## 4. オゾン層保護法

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(付属書CのグループⅢに属する規制物質にプロモクロロメタンを追加)に伴い製造等の規制の対象となる特定物質にプロモクロロメタンが追加されました。

(製造の禁止)

公布 : 平成14年9月4日

施行 : 平成15年2月24日

平成14年9月4日官報

[ 経済産業省ホームページ :

<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0003071> ]

## 5. 輸出貿易管理令

化審法及びオゾン層保護法の改正に伴い輸出承認品目が追加されました。

別表第二、第二十一の二項 化審法第一種特定物質(トキサフェン、マイレックスが追加)

別表第二、第三十五項 モントリオール議定書付属書CのグループⅢに掲げる物質(プロモクロロメタン)

同項モントリオール議定書Eに掲げる物質(臭化メチル)が追加

施行 : トキサフェン、マイレックス、プロモクロロメタンは化審法、及びオゾン層保護法の施行日に同じ。臭化メチルは平成14年11月28日より施行

(平成14年9月4日付官報)

## 6. その他

1) 土壌汚染対策法の指定物質と施行日

平成14年政令第336号(平成14年11月13日付官報)により25物質が指定された。

施行 : 平成15年2月15日[ 政令第335号(同日付官報)より ]

[ 環境省ホームページ :

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3715> ]